

第六号様式(船員の不在者投票における投票用紙の様式)(第五条関係)
その一

折目 裏	折目 表	その二 折目 裏	折目 表
<p>政党その他 の政治団体 の名称又は 略称</p> <p>○注意 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。</p>	<p>何選挙 船員不在者投票</p> <p>市(区)(町)(村) 選挙管理委員会 印</p>	<p>候補者氏名</p> <p>○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>何選挙 船員不在者投票</p> <p>市(区)(町)(村) 選挙管理委員会 印</p>

何選挙
船員不在者投票

市(区)(町)(村)
選挙管理委員会
印

○ 注意
候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

候補者氏名	はた他たい体
又	そのじだんたいめいじょうも
政党	の政治
の名称	若し
くは略称	

- 一 様式その一は衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式であり、様式その三是参議院比例代表選出議員の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式である。
- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 様式その一、様式その二又は様式その三による投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。
- 四 投票用紙には、投票用紙を交付する市区町村選挙管理委員会の印を押さなければならぬ。この場合においては、市区町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 五 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、投票用紙に当該選挙の種類を記載して交付しなければならない。
- 六 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。